

<p>補助金不正対応策と補助事業の推進</p>	<p>意見</p>	<p>みんなで支える里山整備事業は、第6回申請が非常に多くなっている。これは、実施事業体が採算性の高い業務を早い時期に行い、閑散となる時期に採算性の乏しいこの事業を実施する傾向にある実態もある。こういった状況下、コンプライアンス推進行動計画（以下「行動計画」という。）では、積雪期で現地調査が困難な場合があるなどの理由により、第6回の申請を原則廃止して、年度末申請の集中化を解消し、交付事務を平準化することが示されている。これは、この補助金申請が実績申請であることから事業主体に資金調達が増していること、当事業が多く実施されている時期など、事業実施主体側の状況への配慮が余り感じられない対応のように考える。不正防止は重要であるが、事業を実施することの必要性、事業の実施を担う事業者の状況を十分考慮することも重要と考える。</p> <p>また、行動計画では、取り組むべきものとして示されている改善策は多岐にわたる。改善策の実施状況を振り返るとともに、不祥事発生の根本原因を継続的に分析することは重要と考える。一度策定したルールに盲従するばかりでは、場合によっては事務業務が不効率に陥り、新たな不正防止に対する効果が低減するおそれもある。行動計画では多くの対応策を県民に示し実施を約束しているが、推進すべき事業の効果を損なうことなく、現状の職員定数の中で効果的な改善策となるよう検討を継続し、必要があれば行動計画の適時、適切な見直しを行っていくことが望まれる。</p>	<p>平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業実施要領を一部改正し、コンプライアンス推進行動計画に基づき補助金の申請期限の第6回を廃止する一方で、現地の完了が確認できている場合又は2月10日までに調査が可能な場合においては、地方事務所長が部長に協議することで、申請期限を1月31日まで延長できる規定を設け事業主体の資金面にも配慮することとしております。</p>
<p>地主所在不明地の集約化</p>	<p>意見</p>	<p>所在不明地主の森林整備について同意を得ることが困難であることから、「地域で進める里山集約化事業」において、その地域の森林組合がこれら地主を統括する形で同意書、協定書を事業主体等に提出し事業を進めている。真の地主の同意なしに森林整備事業を行い、その事業に対し補助金を交付する手続きは規定されていない。</p> <p>所在不明地主が多いと見込まれる里山の整備を促進するには、これら地主の所有する森林に対する取り扱いが課題である。里山整備を促進するため、所在不明地主の所有森林についての対応策を検討、整備するとともに、必要があれば国に法改正を含め里山整備のための要望を行うことが望まれる。</p>	<p>森林法の一部改正により、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者等の情報を林地台帳として整備・公表することとされたことから、今後「林地台帳」の活用等により、所在不明地主の所有森林についての対応策を検討するとともに、必要に応じて国に里山整備に係る要望を行ってまいります。</p>
<p>集約化同意書への署名</p>	<p>意見</p>	<p>森林整備同意書及び協定書への地主の意思表示は、特段規定されていない。事務業務の運用上「署名」「押印」とされているが、一部事業の同意書については記名押印となっているものが含まれている。署名・押印とすべきか、記名・押印でも良いのかその根拠が明確ではない。</p> <p>地主の意識を高揚するためには、署名、押印等の方法を文書で明確にすることが望まれる。</p>	<p>実施要領様式の改正を行い、「署名」「押印」とするよう規定しました。</p>

監査委員事務局

正 誤

平成28年12月26日付け公告「大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の縦覧」中

ページ 行(箇所) 誤 正
3 下から10 松本市 軽井沢町

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室